

令和6年 No47

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

校長の任期の取扱いの見直し，附属特別支援学校の各部の主事の廃止及び社会連携学校運営協議会の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

校長候補者の選考の明記及び附属特別支援学校の各部の主事の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年9月13日 附属学校運営会議 審議・承認

令和6年9月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年9月26日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和6年規程第21号

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）
- (2) 東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：校長の任期の取扱いの見直し、附属特別支援学校の各部の主事の廃止及び社会連携学校運営協議会の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第4章 職員組織等 第1節 職員（第15条―<u>第22条</u>） 第2節 人事（<u>第23条</u>・<u>第24条</u>） 第3節 職員会議（<u>第25条</u>―<u>第29条</u>） 第4節 学校評議員（<u>第30条</u>―<u>第37条</u>） <u>第5節 社会連携学校運営協議会（第38条―第47条）</u> <u>第6節 事務室（第48条）</u> <u>第7節 校則等（第49条・第50条）</u> 第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部（<u>第51条</u>―<u>第55条</u>） 第2節 附属学校運営会議（<u>第56条</u>―<u>第64条</u>） 第6章 附属学校校長・副校長会（<u>第65条</u>―<u>第68条</u>） 第7章 学校評価（<u>第69条</u>） 第8章 雑則（<u>第70条</u>―<u>第72条</u>） 附則 〔省略〕 第4章 職員組織等 第1節 職員 （附属学校の職員） 第15条 各附属学校に、次に掲げる職員を置く。 (1) 校長 (2) 副校長（幼稚園にあっては、副園長。以下同じ。） (3) 主幹教諭 (4) 教諭 (5) 養護教諭 (6) 栄養教諭（小学校及び特別支援学校に限る。） (7) 司書教諭（幼稚園を除く。） (8) 事務職員	〔省略〕 第4章 職員組織等 第1節 職員（第15条―<u>第23条</u>） 第2節 人事（<u>第24条</u>・<u>第25条</u>） 第3節 職員会議（<u>第26条</u>―<u>第30条</u>） 第4節 学校評議員（<u>第31条</u>―<u>第38条</u>） <u>第5節 事務室（第39条）</u> <u>第6節 校則等（第40条・第41条）</u> 第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部（<u>第42条</u>―<u>第46条</u>） 第2節 附属学校運営会議（<u>第47条</u>―<u>第55条</u>） 第6章 附属学校校長・副校長会（<u>第56条</u>―<u>第59条</u>） 第7章 学校評価（<u>第60条</u>） 第8章 雑則（<u>第61条</u>―<u>第63条</u>） 附則 〔省略〕 第4章 職員組織等 第1節 職員 （附属学校の職員） 第15条 各附属学校に、次に掲げる職員を置く。 (1) 校長 (2) 副校長（幼稚園にあっては、副園長。以下同じ。） (3) 主幹教諭 (4) 教諭 (5) 養護教諭 (6) 栄養教諭（小学校及び特別支援学校に限る。） (7) 司書教諭（幼稚園を除く。） (8) 事務職員

(9) その他必要な職員 2 前項第7号の司書教諭については、その資格を有する教諭をもって充てる。 〔省略〕 (校長) <u>第17条 校長は、附属学校の校務（幼稚園にあつては、園務。以下同じ。）をつかさどり、所属職員を監督する。</u> <u>2 校長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、学長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。なお、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、本学の附属学校の副校長から校長になる者は、任期を定めないで任命することができる。</u> 〔省略〕 (主幹教諭) 第20条 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる。 〔省略〕 (主任等) <u>第22条 小学校に教務主任、学年主任及び保健主事を、中学校、高等学校及び中等教育学校に教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を、特別支援学校に教務主任、各部の主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。</u> 2 各附属学校に研究主任及び教育実習主任を置く。研究主任及び教育実習主任は、校長の監督を受け、それぞれ、第2条に定める附属学校が行う研究協力又は教育実習の実施に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	(9) その他必要な職員 2 前項第7号の司書教諭については、その資格を有する教諭をもって充てる。 〔省略〕 (校長) <u>第17条 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する資格要件を有する者をもって充てる。</u> <u>2 校長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</u> <u>3 附属学校運営会議は、前項の意見聴取に際し、学系長、教職大学院長、機構長又は当該校長の意見を聴くことができる。</u> <u>4 校長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、学長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。なお、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>5 校長は、附属学校の校務（幼稚園にあつては、園務。以下同じ。）をつかさどり、所属職員を監督する。</u> 〔省略〕 (主幹教諭) 第20条 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる。 〔省略〕 <u>(附属特別支援学校の各部の主事)</u> <u>第22条 特別支援学校の各部に主事を置き、その部に属する教諭をもって充てる。</u> <u>2 主事は校長が命じ、運営部長を通じて学長に報告しなければならない。</u> (主任等) <u>第23条 小学校に教務主任、学年主任及び保健主事を、中学校、高等学校及び中等教育学校に教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を、特別支援学校に教務主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。</u> 2 各附属学校に研究主任及び教育実習主任を置く。研究主任及び教育実習主任は、校長の監督を受け、それぞれ、第2条に定める附属学校が行う研究協力又は教育実習の実施に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
---	---

- 3 主幹教諭が前2項に定める主任等の担当する校務を整理する場合は、当該主任等を置かないことができる。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。名称及びその職務は、校長が定める。
- 5 主任等は校長が命じ、運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第2節 人事

第23条～第24条 〔省略〕

第3節 職員会議

第25条～第29条 〔省略〕

第4節 学校評議員

(趣旨)

第30条 地域に開かれた学校づくりをより一層推進するため、学校教育法施行規則の規定に基づき、附属学校に学校評議員を置く。なお、附属学校運営部が特に認めた場合は、学校評議員に替わり、第5節に定める社会連携学校運営協議会を置くことができる。

第31条～第37条 〔省略〕

第5節 社会連携学校運営協議会

(趣旨)

第38条 社会と連携した学校づくりをさらに推進するとともに、学校運営の改善に向けた検討を行う機関として、附属学校に社会連携学校運営協議会（以下、「協議会」という。）を置くことができる。

(職務)

第39条 協議会は、次に掲げる事項について合議し、当該校長又は附属学校運営部に対して意見の申出、承認、あるいは評価を行う。

(1) 当該校長が作成する学校運営に関する基本方針の承認

(2) 当該附属学校の学校運営についての意見の申出

(3) 当該附属学校の教職員の任用（人事交流等を含む。）に関する意見の申出

(4) 当該附属学校の学校運営に対する評価

(5) その他附属学校運営部又は校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により意見、承認、又は評価を受けるに当たっては、協議会に対し、当該附属学校の活動状況等について十分な説明を行わなければならない。

(組織)

- 3 主幹教諭が前2項に定める主任等の担当する校務を整理する場合は、当該主任等を置かないことができる。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。名称及びその職務は、校長が定める。
- 5 主任等は校長が命じ、運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第2節 人事

第24条～第25条 〔省略〕

第3節 職員会議

第26条～第30条 〔省略〕

第4節 学校評議員

(趣旨)

第31条 地域に開かれた学校づくりをより一層推進するため、学校教育法施行規則の規定に基づき、附属学校に学校評議員を置く。

第32条～第38条 〔省略〕

第40条 協議会は10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会は、次に挙げる者から、附属学校運営部が委嘱する。

(1) 優れた見識を有する者（校長経験者を含む。）

(2) 保護者

(3) 関係機関職員

(4) その他附属学校運営部又は校長が必要と認める者
（任期等）

第41条 協議会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第42条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代理する。
（議事）

第43条 協議会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第44条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第45条 委員は、その職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第46条 協議会の庶務は、附属学校運営部及び附属学校課の協力を得て、各学校の副校長及び主幹教諭が処理する。

（補則）

第47条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

第6節 事務室

第48条 〔省略〕

第7節 校則等

第49条～第50条 〔省略〕

第5節 事務室

第39条 〔省略〕

第6節 校則等

第40条～第41条 〔省略〕

第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部 <u>第51～第55条</u> 〔省略〕 第2節 附属学校運営会議 <u>第56条～第64条</u> 〔省略〕 第6章 附属学校校長・副校長会 <u>第65条～第68条</u> 〔省略〕 第7章 学校評価 <u>第69条</u> 〔省略〕 第8章 雑則 <u>第70条～第72条</u> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部 <u>第42条～第46条</u> 〔省略〕 第2節 附属学校運営会議 <u>第47条～第55条</u> 〔省略〕 第6章 附属学校校長・副校長会 <u>第56条～第59条</u> 〔省略〕 第7章 学校評価 <u>第60条</u> 〔省略〕 第8章 雑則 <u>第61条～第63条</u> 〔省略〕 〔省略〕
---	--

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：校長候補者の選考の明記及び附属特別支援学校の各部の主事の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (用語の定義) 第2条 この規程において「附属学校教員」とは、<u>校長（幼稚園にあつては、園長。以下同じ。）</u>、<u>副校長（幼稚園にあつては、副園長。以下同じ。）</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>教諭（国際中等教育学校にあつては、助教諭を含む。以下同じ。）</u>、<u>養護教諭及び栄養教諭</u>をいう。 〔省略〕 (選考の基準) 第4条 〔省略〕 <u>第2章 校長候補者の選考</u> (校長候補者の選考) <u>第5条 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する資格要件を有する者をもって充てる。</u> <u>2 校長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</u> <u>3 附属学校運営会議は、前項の意見聴取に際し、学系長、教職大学院長、機構長又は当該校長の意見を聴くことができる。</u> <u>第3章 副校長候補者の選考</u> (選考申請) 第6条 〔省略〕 第6条の2～第8条 〔省略〕 (委員長) 第9条 副校長推薦委員会に委員長を置き、附属学校統括を所掌する副学長をもって充てる。 2 委員長は、<u>第10条第2項</u>に規定する投票に加わることができない。 (定足数等) <u>第10条</u> 副校長推薦委員会は、全委員の出席がなければ候補適格者の推薦をすることができない。	〔省略〕 (用語の定義) 第2条 この規程において「附属学校教員」とは、副校長（幼稚園にあつては、副園長。以下同じ。）<u>、主幹教諭、教諭（国際中等教育学校にあつては、助教諭を含む。以下同じ。）</u>、<u>養護教諭及び栄養教諭</u>をいう。 〔省略〕 (選考の基準) 第4条 〔省略〕 <u>第2章 副校長候補者の選考</u> (選考申請) 第5条 〔省略〕 <u>第5条の2～第7条</u> 〔省略〕 (委員長) <u>第8条</u> 副校長推薦委員会に委員長を置き、附属学校統括を所掌する副学長をもって充てる。 2 委員長は、<u>第9条第2項</u>に規定する投票に加わることができない。 (定足数等) <u>第9条</u> 副校長推薦委員会は、全委員の出席がなければ候補適格者の推薦をすることができない。

2 候補適格者の選考は、副校長推薦委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 (副校長候補者の選考) <u>第11条</u> 〔省略〕 <u>第4章</u> 主幹教諭候補者の選考 <u>第12条</u> 〔省略〕 <u>第5章</u> 教諭, 養護教諭及び栄養教諭候補者の選考 <u>第13条～第19条</u> 〔省略〕 <u>第6章</u> 補則 <u>第20条・第21条</u> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	2 候補適格者の選考は、副校長推薦委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 (副校長候補者の選考) <u>第10条</u> 〔省略〕 <u>第3章</u> 主幹教諭候補者の選考 <u>第11条</u> 〔省略〕 <u>第4章</u> 教諭, 養護教諭及び栄養教諭候補者の選考 <u>第12条～第18条</u> 〔省略〕 <u>第5章</u> 補則 <u>第19条・第20条</u> 〔省略〕 〔省略〕
---	---